

体育部新規加盟に関する細則

昭和五十六年一月一日施行
平成十二年五月二十二日改正

第一条 東北大学学友会体育部規約第4章に定める加盟手続きについては、この細則の定めるところによる。

第二条 この細則は常任委員会によって直接に直轄せられる組織（以下「直轄部」という）への加入、直轄部たる地位の継続及び体育部への新規加盟に関する手続き並びに直轄部の権利、義務について定めたものである。

第三条 いかなる団体も、直轄部たる地位を経なければ、新たに体育部に加盟することはできない。

第四条 一、すべての団体は、加入申請及び参考書類を添えて、常任委員会に対して直轄部への加入を求める申請を行うことができる。二、仮加入の申請は、四月一日以降六十一日以内に行わなければならない。

第五条 一、常任委員会は前条の参考書類に基づいて審査する。適当と認められたときは、申請団体は、直轄部への仮加入が認められ、常任委員会の指導の下に置かれる。二、加入が認められたときは、常任委員会は、その年度の六月の代表委員会にその経過を報告する。

第六条 第十四条から第十七条までの規定は、仮加入が認められた団体については、これを適用しない。

い。

一、常任委員会は、直轄部の活動状況の補足を資料として提出できる。

二、代表委員会における地位の継続に係る議案は、投票により、出席委員の過半数でこれを決する。可否同数のときは、議長が決するところによる。

三、直轄部たる地位の継続に係る議案を可決したときは、直轄部として一年間活動したとみなされ、さらに、直轄部たる地位を時期も引き続いて継続することができる。

四、直轄部たる地位の継続に係る議案が否決されたときは、三分の二以上の賛成を以て、当該地位は失効される。但し、失効されなかった場合でも、継続が否決されている以上、一年間活動しなかったとはみなされない。

第十二条 前条に定める継続を可決された場合もしくは、否決されたが直轄部としての地位は失効されなかった場合は、当該年度の一月一日より一年間を有効期間として直轄部たる地位を継続できる。

第十三条 直轄部は、直轄部登録又は継続登録の有効期間中、常任委員会の監督の下におかれる。

第十四条 直轄部は、随時常任委員会が提出を命じた書類を、速やかに提出しなければならない。

第十五条 一、直轄部は代表委員会、体育部役員会及び部長会議のすべての会議に毎回出席しなければならない。但し、議決権及び予算請求権は、いかなる会議においてもこれを認めない。

第七条 一、代表委員会は、審査期間中、仮加入団体の活動を調査しなければならない。二、一項の調査の結果は、代表委員会全構成員に報告されなければならない。

二、常任委員会は一項に定める代表委員の毎月の調査の結果を当該仮加入団体に報告し、問題点を指摘されている場合は改善する様指導しなければならない。

第八条 一、常任委員会は当該年度の十二月の代表委員会に、仮加入団体の本加入の可否を議案として提出しなければならない。

二、代表委員会における本加入に係る議案は、投票により出席委員の過半数でこれを決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

三、代表委員会が本加入に係る議案を可決したときは、仮加入団体は直轄部に本加入することができる。この場合においては直ちに所定の登録手続きを行わなければならない。

四、本加入に係る議案を否決された場合は、仮加入団体たる地位も失効する。

第九条 直轄部登録は、一年間をその有効期間とし、代表委員会で本加入が認められた年度の一月一日より、これを開始する。

第十条 一、代表委員会は審査期間中、直轄部の活動を審査しなければならない。二、一項の調査結果は、代表委員会全構成員及び直轄部に報告されなければならない。

第十一条 一、常任委員会は当該年度の十二月の代表委員会に、直轄部たる地位の継続の可否を議案として提出しなければならない。

二、部長が就任していない直轄部は部長会議の出席の義務が免除される。

第十六条 直轄部が、体育部全体の利益を害する行為をなしたとき、代表委員会は投票により出席委員の三分の二以上の賛成を以て当該地位を失効される。但し、発議は十分な資料を以てなされなければならない。

第十七条 一、常任委員会は、第十四条に規定する書類の未提出又は提出の遅滞が甚だしい程度においてなされたときに、直轄部に対して速やかに提出することを求めることができる。

二、常任委員会は第十五条に規定する会議の欠席が甚だしい程度においてなされたときに、直轄部に対して改善する様指導することができる。

三、常任委員会は前二項に基づいてなされた指導の経過を代表委員会に報告することができる。

第十八条 直轄部は代表委員会の承認を得なければ当該地位を放棄することはできない。

第十九条 一、直轄部登録の開始から二年間活動を行ったとみなされる直轄部は、新規加盟申請及び参考書類を添えて、常任委員会に対して体育部への新規加盟を求めることができる。

二、新規加盟の申請は、一月一日より三十日以内に行わなければならない。

第二十条 一、常任委員会は前条の参考書類に基づいて審査し適当と認められたときは、その年度の二月の代表委員会にその経過を報告するとともに、新規加盟の可否を議案として提出する。但し、当該議案の可否は投票によって出席委員の三分の二以上の

賛成を要す。

二、前項の代表委員会において可決したときは、常任委員会はその旨を当該年度の体育部役員会に報告する。この役員会において承認されたときは、その旨を当該年度の学友会全学協議会に報告する。

三、新規加盟につき当該年度の全学協議会において承認を得たときは、申請直轄部は、その承認を以て体育部への新規加盟が開始される。この場合においては、遅滞なく所定の登録手続きを行わなければならない。

四、新規加盟審査の過程において、いずれかの承認が欠けた場合、第十一条に規定する審査を受け新たに一年間活動したとみなされた後でなければ、再び新規加盟申請を行うことができない。

第二十一条 学友会予算は、学友会全学協議会で新規加盟が認められた次年度よりこれを配分される。

第二十二条 この細則の改正は東北大学学友会体育部規約第五条第三号に規定する重要事項とする。

附則

1 本細則は、昭和五十六年一月一日より発効する。

附則（昭和六十年五月十六日改正）

1 この細則は、昭和六十年五月十六日から施行する。

2 この細則に基づいて常任委員会内規を別に定める。

東北大学学友会体育部規約

平成二年十一月二十一日改正

第一章 総則

第一条 この規約は、東北大学学友会会則第七条に基づいて定められるものである。

第二条 東北大学学友会体育部は、本学における体育の振興と発展を図ることによって学生生活の充実に寄与することを目的とする。

第二章 組織

第三条 体育部に次の組織をおく。

1. 代表委員会
2. 常任委員会
3. 実行委員会
4. 部長会議
5. 体育部役員会

第一節 代表委員会

第四条 代表委員会は、体育部の決議機関であり、各部はこの決定に従わなければならない。但し、重要事項については、体育部役員会の承認を得なければならない。

第五条 重要事項は、次のように規定する。

1. 代表委員五名以上が重要事項であると申し出た場合
2. 常任委員会で重要事項と決定された場合
3. その他、特に重要事項と認められた場合

第六条 代表委員会は、体育部所属の部、各一名の代表によって構成される。

第七条 各部は、代表委員一名を適宜選出し、常任委員会に報告しな

ければならない。

第八条 代表委員会の議長は、代表委員会において選出される。

第九条 代表委員会は、代表委員の三分の二以上の出席の会議において、過半数をもって議決する。但し、重要事項の議決については、出席者の三分の二以上を必要とする。

第十条 委任状は、これを認めないが、全権を委任できる代理の出席は認める。

第十一条 体育部の事業は、本委員会において決定する。

第十二条 代表委員会は原則として月一回、代表委員会議長が、これを招集する。但し左記の場合は臨時に召集されなければならない。

1. 代表委員五名以上の要求があった場合
2. 常任委員会が招集を決定した場合
3. 常任委員長が必要と認めた場合

第二節 常任委員会

第十三条 常任委員会は、代表委員会の決議事項及び事務を執行する。

第十四条 一、常任委員は、代表委員会の承認により選出される。
二、代表委員会は、代表委員会及び常任委員会の正常な活動を阻害した、もしくは阻害する処のある常任委員を罷免することができる。罷免の発議は、代表委員及び常任委員長の告発をもってする。

第十五条 常任委員は、常任委員会を組織し、職務分担のための若干の部局を置くことができる。

第十六条 常任委員会には次の役割を置く。

1. 常任委員長 一名

2. 副委員長 若干名
3. 局長 若干名

第十七条 常任委員長は、常任委員会を代表し、会務を掌握する。又、職務分担を決定する。

第十八条 常任委員長は、常に学友会中央会及び体育部役員会、東北地区大学体育連盟との連絡競技にあたり、円滑な体育部運営をはかるため、左記の役員を兼ねるものとする。

1. 学友会中央会体育部学生委員 二名
2. 体育部役員会学生委員 二名
3. 東北地区大学体育連盟常任幹事 一名

第十九条 常任委員会は、第二条の目的達成のため、各部活動の監督及び会計監査を行う。

第二十条 常任委員会は、各部より事業届、行事決定を提出させ、施行後は実施状況報告を提出させる。

第二十一条 常任委員会は、各部在籍部名簿の提出されない部への予算の執行を、これがあるまで中止するものとする。なお、部員名簿の提出は、四月下旬及び十月月上旬とする。

第三節 実行委員会

第二十二条 実行委員会は、体育部の事業を行うために組織される委員会である。

第二十三条 実行委員会は、常任委員がこれを必要と認めた場合、第十一条に基づき発足する。

第二十四条 実行委員は、各部から一名ずつ推薦される。但し、代表委員又は常任委員の兼任を妨げない。

第二十五条 実行委員の任期は原則として一年とする。但し、重任を

妨げない。

第二十六条 実行委員長は実行委員会で互選される。但し、代表委員会の承認を必要とする。

第二十七条 実行委員会は、活動を代表委員会に報告する義務を負う。また、その活動は必要性に応じて代表委員会の承認を得なければならぬ。

第四節 部長会議

第二十八条 部長会議は、代表委員の顧問的役割を果たす。

第二十九条 部長会議は、体育部長、各部部长によって構成される。

第三十条 部長会議は、必要に応じて体育部長がこれを招集する。

第三十一条 部長会議の議長は、体育部長がこれを務める。

第五節 体育部役員会

第三十二条 体育部役員会は、体育部の重要事項について最終決定する機関とする。

第三十三条 本役員会は、東北大学学友会細則第十条に基づき、次の役員及び代表委員によって構成される。

1. 体育部長
2. 体育部副部長
3. 各部部长
4. 理事
5. 幹事
6. 学生委員
7. 代表委員

ただし、バスケットボール部・バレーボール部に関しては、部で一票の議決権を有するものとする。

第三十四条 役員会の成立には、少なくとも左記の出席が必要とされる。

1. 体育部長（又は体育部副部長）一名
2. 各部部长（又は副部长）過半数
3. 理事 一名
4. 学生委員 一名
5. 代表委員 過半数

第三十五条 役員会は、年一回体育部長がこれを招集する。但し、左記の場合は臨時に招集される。

1. 代表委員会から要請があった場合
2. 体育部長が必要と認めた場合

第三十六条 体育部役員会の議長は、体育部長（又は体育部副部長）がこれを務める。

第三十七条 役員会における議決権は、各部部长（又は副部长）、理事、学生委員、代表委員が各一票有するものとし、過半数をもって議決する。但し、可否同数の際は、議長の議決による。

第三章 会計

第三十八条 体育部の会計は、学友会会計の章に準じて行われる。

第三十九条 体育部の経費は、学友会全学協議会で決定された予算及びその他の収入によって充当する。

第四十条 体育部の予算は、新年度に、各部に割り当てられる。但し、配分方法については、常任委員会が活動実績並びに実情実績・企画等を認知の上、原案を作成し、代表委員に諮り、これを決定する。

第四十一条 各部の会計監査は、常任委員会会計局があたる。

第四十二条 各部の会計報告は、毎年二月の常任委員会に報告しなければならない。

第四章 加盟、廃止、統合手続き

第四十三条 体育部に加盟し、又は廃止、統合しようとする団体は、必要書類を常任委員会に提出しなければならない。

第四十四条 常任委員会は、前条書類の提出を受け、これを審査し適当と認めた場合は次期代表委員会に議案として提出し可決を決定する。

第四十五条 前条において可決した場合は、学友会全学協議会に報告し、その承認を得た場合は加盟又は廃止、統合することができるとする。

第五章 附則

第四十六条 規約改正は、重要事項とする。

第四十七条 この規約に基づいて細則を別に定める。

第四十八条 本規約は、代表委員会及び体育部役員会の承認を得た昭和五十四年一月二十七日より発効するものとする。

東北大学学友会体育部 四賞並びに学友会長賞授与規定

平成二十一年五月十四日改正

黒川杯

(由来)

一、黒川杯は、東北大学第十代学長、黒川利雄先生の御意志に基づき、昭和四十一年十二月に創設されたものである。創設以来、東北大学学友会応援団（以下「応援団」という）がこれを主催しているが、昭和五十七年度より東北大学学友会体育部（以下「体育部」といふ）の主催となった。

(目的)

二、東北大学における体育活動の振興とスポーツレベルの全体的向上を目的とする。

(組織)

三、主催は体育部とし、審査及び式典の運営は、東北大学学友会体育部常任委員会（以下「常任委員会」といふ）と応援団がこれを行う。

(受賞資格)

四、黒川杯は団体賞とし体育部所属運動部を受賞有資格団体とする。

(審査)

五、審査は、常任委員会並びに応援団が主管する。

六、審査対象期間は、毎年一月一日から同年十二月三十一日までの一年間の体育活動を対象とする。但し、スケート、スキー、航空の各部については、その前年の一月一日から十二月三十一日まで

の各部については、その前年の一月一日から十二月三十一日までの一年間の体育活動を対象とする。

七、常任委員会並びに応援団は、前記期間中の行事内容を中心に、試合成績があるときはそれも加味して総合的に審査し、優秀な一団体を選出し、代表委員会がこれを決定する。

(授与式典)

八、授与式典は毎年度内に常任委員会並びに応援団が主催して行う。

学友会長賞

(由来)

一、学友会長賞は、黒川杯の精神に基づき、黒川杯の個人賞として昭和四十二年に創立され、以来東北大学学友会会長から授与されているものであり、応援団がこれを主催していたが、昭和五十七年度より体育部の主催となった。

(目的)

二、東北大学における体育活動の振興とスポーツレベルの全体的向上を目的とする。

(組織)

三、主催は体育部とし、審査及び式典の運営は、常任委員会と応援団がこれを行う。

(受賞資格)

四、学友会長賞は、個人賞とし、体育部所属運動部を当年度卒部見込の者を受賞有資格者とする。

(審査)

五、審査は、常任委員会並びに応援団が主管する。

での一年間の体育活動を対象とする。

七、常任委員会並びに応援団は、前記期間中の試合成績を中心に行事内容を加味して、総合的に審査し、優秀な一団体を選出し、東北大学学友会体育部代表委員会（以下「代表委員会」といふ）がこれを決定する。

(授与式典)

八、授与式典は毎年度内に常任委員会並びに応援団が主催して行う。

志村杯

(由来)

一、志村杯は、東北大学学友会体育部長、志村憲助先生の御退官にあたって、先生の御意志に基づき、昭和五十七年に創設されたものである。

(目的)

二、東北大学における体育活動の振興と、スポーツレベルの全体的向上を目的とする。

(組織)

三、主催は体育部とし、審査及び式典の運営は、常任委員会と応援団がこれを行う。

(受賞資格)

四、志村杯は団体賞とし体育部所属運動部を受賞有資格団体とする。

(審査)

五、審査は、常任委員会並びに応援団が主管する。

六、審査対象期間は、毎年一月一日から同年十二月三十一日までの一年間の体育活動を対象とする。但し、スケート、スキー、航空

六、審査対象期間は、入部から卒部までの体育活動を対象とする。

七、常任委員会並びに応援団は、前記期間中の各個人の実績を総合的に審査し、優秀な人物を一名以上選出し、代表委員会の承諾を受けた後、東北大学学友会会長がこれを決定する。

(授与式典)

八、授与式典は毎年度内に常任委員会並びに応援団が主催して行う。

鈴木賞

(由来)

一、鈴木賞は、東北大学学友会応援団部長、鈴木雅洲先生の御意志に基づき昭和五十三年に創立されたものである。創設以来、応援団部長賞の名称で応援団がこれを主催していたが、昭和五十七年度より体育部の主催となった。

(目的)

二、東北大学における体育活動の振興と、スポーツレベルの全体的向上を目的とする。

(組織)

三、主催は体育部とし、審査及び式典の運営は常任委員会と応援団がこれを行う。

(受賞資格)

四、鈴木賞は個人賞とし、体育部所属運動部員のうち、二年生を受賞有資格者とする。但し、スケート、スキー、航空の各部門については、三年生を受賞有資格者とする。

(審査)

五、審査は、常任委員会並びに応援団が主管する。

六、審査対象期間は、入部から入部した年度の次年度十二月末日までの体育活動を対象とする。但し、スケート、スキー、航空の各部門については、入部から入部した年度の次年度末日までの体育活動を対照とする。

七、常任委員会並びに応援団は、前記期間中の各個人の実績を総合的に審査し、優秀な人物を一名以上選出し、代表委員会がこれを決定する。

(授与式典)
八、授与式典は毎年度内に常任委員会並びに応援団が主催して行う。

大谷賞

(由来)

一、大谷賞は、東北大学主管で行われた第二十六回国立七大学総合体育大会における、東北大学の総合優勝を記念して、第四代東北大学学友会体育部長、大谷茂盛先生の御発意に基づき昭和六十二年度に創設されたものである。

(目的)

二、東北大学における体育活動の振興とスポーツレベルの全体的向上を目的とする。

(組織)

三、主催は体育部とし、式典の運営は常任委員会と応援団がこれを行う。

(受賞資格)

四、大谷賞は、団体賞とし、毎年行われる国立七大学総合体育大会に正式参加し、優勝した部を受賞団体とする。但し、競技種目が

男女別れる場合は、別個に表彰する。

(授与式典)

五、授与式典は毎年度内に常任委員会並びに応援団が主催して行う。

附則

一、本四賞並びに大谷賞の改正は、重要事項である。

二、この規定は平成五年十二月九日から施行し、平成六年一月一日から適用する。

体育部加盟団体の処分に関する細則

平成二十四年六月十二日改正

第一条 東北大学学友会体育部規約第四章に定める廃止手続きについては、この細則の定めるところとする。

第二条 この細則は体育部に加盟している組織（以下「部」という）として、ふさわしくないものの降格（部を体育部新規加盟に関する細則に規定するところの直轄部にする）および除籍（加盟団体資格を剥奪すること）および活動停止の手続き、また、降格されたものの昇格（直轄部を部とすること）および除籍されたものの再加盟（除籍されたものが再び直轄部となること）の手続きを定めたものである。以下、処分とは降格および除籍および活動停止のことを指す。

第三条 常任委員会は加盟団体の活動状況を常時把握し、対外的に看過できない事故・事件など学友会体育部としてあるまじき行為、体育部全体の利益を害する行為をした体育部加盟団体に対し、常任委員の三分の二以上からの発議があった場合には、代表委員会に対して関係資料を添え、加盟団体の処分に関する提議をすることができ、処分とは、降格および除籍および活動停止のうち一つまたは複数を目指す。

第四条

一、降格および除籍に関する提議がなされた場合、当該加盟団体は代表委員会において、二名以上の部の代表者が出席し、提議に対する見解を表明しなければならない。見解の表明がない場合には異議はないものとみなす。

二、降格および除籍に関する提議がなされた場合、代表委員会は必要ならば当該団体の活動を調査することができる。

第五条

一、常任委員会は代表委員会において当該団体に降格および除籍のいずれの審査がふさわしいかを提議することができる。

二、代表委員会における降格および除籍に関する議決は、すべて無記名投票を以ってするものとし、出席委員の三分の二以上でこれを決する。

三、活動停止に関する定義が承認された場合、ただちにその処分は効力を発するものとする。

四、代表委員会において処分に関する提議が承認された場合、その旨を当該年度の体育部役員会に報告する。

五、第四項の体育部役員会において承認された場合にはその旨を全学協議会に報告する。

六、当該年度の全学協議会において降格または除籍に関する提議が承認された場合、その承認を以って処分は決定するものとする。この場合においては、遅滞なく所定の降格または除籍の手続きを行わなければならない。

七、代表委員会、体育部役員会、全学協議会において降格または除籍の提議が否決された場合においても、常任委員会、代表委員会は当該団体の活動に対して指導を行うことができる。

第六条

一、降格された部は直轄部とする。なお、直轄部の権利などに関しては新規加盟に関する細則に従う。降格されてから一年間を経過し、かつ、降格の原因となった問題点が解消された場合においては、当該団体は常任委員会に対して新規加盟に関する申請をすることができる。この申請が認められた場合、当該団体は最低二年間体育部新規加盟に関する細則の定めるところの審査を受けるものとする。再加盟については体育部新規加盟に関する細則第十七条の規定に従うものとする。

二、除籍された団体に関しては、その後二年間は新規加盟に関する申請は認めない。二年が経過した後には新規加盟に関する申請を常任委員会に提出することができる。なお、この申請が認められた場合、当該団体は直轄部仮加入団体として扱い、以降の審査は体育部新規加盟に関する細則の定めるところとする。

三、降格および除籍された部の予算に関しては、その提議が可決された年度については配付するものとする。

第七条 この細則の改正は、東北大学学友会体育部規約第五条第三号に規定する重要事項とする。

常任委員派遣に関する細則

令和三年六月十七日改正

第一条 本細則は、常任委員会の業務を円滑に執行するため、東北大学学友会体育部規約第二章第二節にある常任委員選出手続きについて定めたものである。

第二条

- 一、常任委員会は、本細則に基づき、学友会体育部正規加盟団体（以下、「部」という。）に対して常任委員の派遣要請を行うことができる。
 - 二、常任委員の派遣要請を行える部数は、各年度十八を上限とする。ただし、代表委員会が認める場合はこの限りではない。
 - 三、常任委員の派遣を要請された部は、常任委員会が定める期日までに常任委員を一名派遣しなければならない。ただし、本細則に定めた手続きによって派遣義務が免除された場合はこの限りではない。
 - 四、常任委員会は、正当な理由なく派遣義務を履行しなかった部に対して、罰則を科すことができる。
- 第三条 以下に示す理由がある場合、常任委員会は特定の部からの自主的な常任委員の派遣を拒否することができる。
- 一、常任委員となる本人が望んでいない場合
 - 二、当該部に所属する当該学年の常任委員が二名を超える場合
 - 三、その他前二号に準ずる正当な理由がある場合。

第四条

- 一、常任委員の派遣を行うことが困難な部は、以下の要件を満たす場合、常任委員会に対し派遣義務の免除を申請することができる。
 - 一、常任委員会が指定した時点において、当該部に所属する学部一年生の人数が六を満たさない場合
 - 二、その他前号に準ずる特別な事由がある場合
- 二、派遣義務の免除申請は、常任委員会の指定する期日までに行わなければならない。
- 三、派遣義務の免除申請は、常任委員会によって審議され、前々項の要件を満たすと認められた場合、これを受理される。
- 第五条 派遣された常任委員が正当な理由なく任期満了前に辞任した場合、常任委員会は当該部に対して罰則を科すことができる。

第六条

- 一、常任委員会は、列表1に従って部を五つのグループに分け、よりアルファベットの早いグループに属する部から順に常任委員の派遣を要請する。
- 二、同一グループ内では、常任委員会が指定した時点における学部一年生の人数が多い部から順に常任委員の派遣を要請する。

最終派遣年度とは、当該部から派遣され任期を満了した常任委員が、最後に派遣された年度のことをいう。

新たに正規加盟団体に昇格した部は、グループAに振り分ける。

別表1

グループ	最終派遣年度
A	5年以上前
B	4年前
C	3年前
D	2年前
E	1年前

編集後記

新入生の皆さん、この度はご入学おめでとうございます。本書を手にとっていたら大変嬉しく思います。本書では、各体育部活動を簡単にではありますが、紹介しております。そのため、練習場所や活動時間は記されていませんが、その部活の雰囲気は実際に体験してみなければわかりません。東北大学には数多くの部活動がありますが、それぞれの部活にはそれぞれの個性があり、どの部活動に入っても高校生まででは活動できないような体験ができると思います。特に、大学から始める人がほとんどのような部活動もあるのでたくさんの方々に顔を出してみてください。大学の部活動は、高校とは違い顧問のいない部活動も多く、一人一人が主体性をもって活動しなければなりません。それは、部活動だけでなく、学業やアルバイト等多くの場所でも大学に入ると求められている事でもありません。授業だけでは出会うことのできない学生に、部活動では定期的な会うことができ、他学部の人たちとの交流の機会も持つことができるいい場所だと思います。そのため、最後の学生生活を全力で楽しむための選択肢として部

活動も入れていただければと思います。そして、部活動を選ぶ際には本書も活用していただければ幸いです。最後になりますが、北雄64号の刊行にあたりましてご協力いただいた先の方、各部の皆様、協賛していただいた企業の皆様、並びに株式会社フロッツ様に厚く御礼申し上げます。この度は本当にありがとうございました。

(香西 彩也)

新入生のみなさん、ご入学おめでとうございます。新たな環境、新たな仲間とともに、「大学からは何か新しいことを始めたい!」「今までやってきたことをさらに極めたい!」と考えている方や、はたまた「何をするか決まってるの?」と迷われている方もいらっしゃるでしょう。本書はそんなみなさんの新たな挑戦への一助となるべく製作されました。新型コロナウイルスの影響は落ち着いてきているものの本来の部活動がなかなか行えないなか、どの部活も真摯に活動に取り組み、その力を発揮しています。高校までの部活動と異なり、大学の学友会部活動では学生

の自主・自立による運営がなされていることが大きな特徴です。そのため各部活はそれぞれ違った個性を持っており、その部特有の活動が行われています。本書ではそれぞれの部の魅力を一杯お伝えしてきたくもりではありませんが、やはり百聞は一見にしかず、興味がある部活には一度顔を出してみることをおすすめします。先輩方がその競技や活動内容についていろいろと教えてくれるでしょう。学業やアルバイト、部活動、サークル、ボランティアなど、これからの日々のご過ごし方はいろいろですが、新入生のみなさんには大学生活全体を通してさまざまなことに積極的に挑戦して行ってほしいと願っています。本書がみなさんが充実した生活を送るためのひとつのきっかけになれば幸いです。最後になりましたが、北雄64号の製作にご協力いただきました先輩方、協賛していただいた企業の皆様ならびに株式会社フロッツ様に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

(佐藤 雄紀)